

第四百四十回 参議院大蔵委員会會議録第三号

平成九年三月十四日(金曜日)
午後五時四十三分開会

委員の異動

二月二十日
辞任 小川 勝也君
補欠選任 千葉 景子君
三月十四日
辞任 吉岡 吉典君
補欠選任 敦君

出席者は左のとおり。

委員長 松浦 孝治君
理事 石川 弘君
荒木 清寛君
鈴木 和美君
小島 慶三君
委員 阿部 正俊君
上杉 光弘君
片山虎之助君
金田 勝年君
清水 達雄君
嶋崎 均君
嶋崎 泰昌君
岩瀬 良三君
海野 義孝君
白浜 一良君
寺崎 昭久君
志吉 裕君
千葉 景子君
橋本 敦君
三塚 博君

政府委員

大蔵政務次官 西田 吉宏君
大蔵省主計局次 林 正和君
大蔵省主税局長 薄井 信明君
大蔵省関税局長 久保田勇夫君
事務局長 常任委員会専門 小林 正二君

本日の會議に付した案件

○平成九年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る二月二十日、小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君が、また、本日、吉岡吉典君が委員を辞任され、その補欠として橋本敦君がそれぞれ選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 平成九年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する

る法律案及び関税法等の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。三塚大蔵大臣。

○國務大臣(三塚博君) ただいま議題となりまし

た平成九年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び関税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成九年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

平成九年度予算につきましては、我が国財政の危機的な状況にかんがみ、医療保険改革を初めとする各般の制度改革を繰り込むことにより、一般歳出の伸び率を一・五％と九年ぶりの低い水準に抑制するとともに、公債減額四兆三千二百二十億円を実現するなど、財政構造改革元年として財政健全化に向けた第一歩を踏み出したところであります。その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から四兆五千二百八十億円減額したものの、引き続き平成九年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳し

い財政事情のもと、平成九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の發行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
平成九年度的一般会計の歳出の財源に充てたるた

め、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができると等としております。

第二に、平成九年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過の国庫負担については、七千二百億円を控除した金額を繰り入れるものとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、七千二百億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、現行の蒸留酒に係る酒税の税率格差をガット第三条に整合的なものとするを要請した昨年十一月のWTOの勧告に対応するため、しょうちゅう、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類に係る税率を見直し、税率格差の縮小を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

しょうちゅう甲類及び乙類並びにリキュール類の税率を現行のスピリッツ類の水準まで引き上げ、これらの酒類の税率をアルコール分一度当たりで同一とすることとしております。また、これらの酒類とウイスキー類とのアルコール分一度当たりの税率格差を一・〇三倍に縮小するため、ウイスキー類の税率を引き下げることとしております。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢等に顧み、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るほか、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災に関する特例等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部改正について御説明申し上げます。

第一に、住宅・土地関連税制について、住宅需要を刺激するための措置として、住宅取得促進税制を当初拡充した上、段階的に適正化を図っていくという見直しを行うこととするほか、住宅の取得等に係る登録免許税の特例の拡充、不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の引き下げ等の改正を行うこととしております。

第二に、社会経済情勢等に対応するため、特定の中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の創設等の措置を講ずるほか、沖縄振興の観点から、沖縄に対する税制上の特例措置の新設・拡充を行う一方、企業関係の租税特別措置等について、整理合理化等を行うこととしております。

以上のほか、民間国外債の利子等の非課税制度等適用期限の到来する特別措置について、実情に応じてその期限を延長する等所要の措置を講ずることとしております。

次に、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正について御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者の住宅の再取得等を支援するため、被災者が住宅の再取得に係る住宅借入金等を有する場合の住宅取得促進税制の特例等の措置を講ずることとしております。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から関税率、還付制度等について所要の改正を行ふこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、関税率等の改正であります。

石油製品、粗糖等の関税率の引き下げ等を行うこととしております。

第二は、還付制度等の改正であります。

中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度を廃止し、石油アスファルト等に係る関税の還付制度を新設するとともに、平成九年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の還付制度等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第三は、暫定関税率の適用期限の延長であります。

平成九年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長することとしております。

第四は、税関手続の簡素化であります。

輸出入申告の際に提出することとされている仕入書についてその提出を省略できる範囲を拡大する等、税関手続の簡素化のため所要の改正を行うこととしております。

第五は、過少申告加算税等の導入であります。

過少申告加算税及び無申告加算税の導入のため所要の改正を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が四法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松浦孝治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十四分散会

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、相続税の見直しに関する請願(第三四号)

第三四号 平成九年二月二十五日受理
相続税の見直しに関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三丁二
〇九 大島泰

紹介議員 片山虎之助君

相続税の納税に当たり延納を選択したため、延納担保の土地の売却代金で相続税本税と延納利子税を支払う必要があるが、最近の土地取引の急減と地価下落により適当な買手が現れず、納税資金の確保に苦慮している。土地を売却できても平成五年の相続開始時から三年を超えているため、譲渡所得税を支払った後の売却代金で相続税を支払うことは容易ではなく、また、延納利子税を支払うことは一層困難である。ついては、次の事項について緊急に実現を図られたい。

一、延納担保となつて土地の取得価額に相続税額を加算して譲渡所得を計算する制度について、加算できる期間を相続開始の日から三年間に限定している現行制度を、延納期間中ならばいつでも認める制度に改めること。(租税特別措置法第三十九条関係)

二、延納から物納への切替えを、延納期間中なら

ばいつでも選択できる制度を新たに採用すること。(相続税法第四十一条関係)

三、最近の市場金利では到底考えられない現行の高い延納利子率について、例えば、不動産担保部分が十分の五以上である場合の年五・四％の延納利子率を、年一％程度に引き下げる等、大幅に引き下げることを。(相続税法第五十二条関係)

四、配偶者に先立たれた少子家庭の相続人の体験から、遺産取得税体系と配偶者控除制度の不合理的、長期にわたる地価下落と土地取引の急減の時代における納税困難な相続税制度の在り方について根本的改革を行うこと。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、酒税法の一部を改正する法律案

二、関税定率法等の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法昭和二十八年法律第六号の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号を次のように改める。

三

(1) アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの 二十四万八千百円

(2) アルコール分が二十六度以上三十度未満のもの 二十四万八千百円にアルコール分が二十五度を超える一単位ごとに九千九百二十四円を加えた金額

(3) アルコール分が三十五度未満三十五度以上のもの 二十四万八千百円からアルコール分が二十五度を下る一単位(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに九千九百二十四円を引いた金額

(4) アルコール分が三十一度未満のもの 十九万八千四百八十円

第二十二條第一項第七号中「九十八万二千三百円」を「四十万九千円」に、「二万四千五百六十円」を「二万二千五百円」に、「九十万八千六百二十円」を「三十七万八千三百二十五円」に改め、同項第八号

中「三十六万七千三百円」を「三十六万七千八百八十八円」に、「九千九百三十円」を「九千九百二十四円」に改め、同項第九号中「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に、「八千二百二十円」を「九千九百二十四円」に改め、同条第二項の表し「ようちゆう」の項を次のように改める。

し ようちゆう

二十五度

二十四万八千八百円

第二十二條第二項の表ウイスキー類の項中「九十八万二千三百円」を「四十万九千円」に改め、同表スピリッツ類の項中「三十六万七千三百円」を「三十六万七千八百八十八円」に改め、同表リキュール類の項中「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、同年九月一日から施行する。

（一般的経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成九年十月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（し ようちゆう及びウイスキー類に関する経過措置）

第三条 改正後の酒税法（以下「新法」という。）第二十二條第一項第三号及び第七号並びに第二項（し ようちゆう及びウイスキー類に係る部分に限る。）の規定は、し ようちゆう甲類及びウイスキー類で平成十年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、し ようちゆう乙類で平成十三年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、それぞれ適用する。

（し ようちゆう及びウイスキー類に係る税率の特例）

第四条 指定日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域か

ら引き取られるし ようちゆう及びウイスキー類については、新法第二十二條第一項第三号及び第七号並びに同条第二項（し ようちゆう及びウイスキー類に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、改正前の酒税法（以下「旧法」という。）第二十二條第一項第三号及び第七号並びに同条第二項（し ようちゆう及びウイスキー類に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項第三号イ中「十五万五千七百円」とあるのは「二十万九千九百四十円」と、「九千五百四十円」とあるのは「九千七百四十円」と、「二十万三千四百円」とあるのは「二十五万六千二百三十円」とあるのは「二万八千六百円」と、「十万八千円」とあるのは「十五万三千二百円」と、同号ロ中「十万二千五百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「七千七百円」と、「十三万五千円」とあるのは「十八万九千二百円」と、「一万四千九百四十円」とあるのは「一万三千二百五十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「一万二千二百円」と、同項第七号中「九十八万二千三百円」とあるのは「五十五万五千円」と、「二万四千五百六十円」とあるのは「二万三千七百八十円」と、「九十万八千六百二十円」とあるのは「五十万九千六百四十円」と、同条第二項の表し ようちゆうの項中「十五万五千七百円」とあるのは「二十万九千九百四十円」と、「十万二千三百円」とあるのは「十五万七千七百円」と、同表ウイスキー類の項中「九十八万二千三百円」とあるのは「五十五万五千円」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保

税地域から引き取られるし ようちゆう乙類については、新法第二十二條第一項第三号及び同条第二項（し ようちゆうに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、旧法第二十二條第一項第三号ロ及び同条第二項（し ようちゆう乙類に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項第三号ロ中「十万二千三百円」とあるのは「十九万九千四百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「八千八百二十円」と、「十三万五千円」とあるのは「二十四万三千五百円」と、「二万四千九百四十円」とあるのは「一万五千八百八十円」と、「六万九千二百円」とあるのは「十五万五千三百円」と、同条第二項の表し ようちゆうの項中「十万二千三百円」とあるのは「十九万九千四百円」とする。

（輸入ウイスキー類等の移入に係る特例）

第五条 酒類の販売業者である酒類引取者が、指定日前に保税地域から引き取られた酒類（ウイスキー類及びスピリッツ類に限る。）を平成九年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 前二項の規定は、酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（ウイスキー類に限る。）を同年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合について準用する。

（未納税移出等に係る経過措置）
第六条 指定日前に酒類の製造場から移出された

酒類（し ようちゆう及びリキュール類に限る。）で、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。）以下の条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、し ようちゆうにあつては附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は附則第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正後の租税特別措置法」という。）第八十七條の二第一項に規定する税率とし、リキュール類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

2 平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（し ようちゆうに限る。）で、酒税法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、し ようちゆうにあつては附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四条第一項の税率」という。）又は附則第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正後の租税特別措置法」という。）第八十七條の二第一項に規定する税率とし、リキュール類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

3 平成十三年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（し ようちゆう乙類に限る。）で、

酒税法第二十八条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十三年十月一日以後に到来するものに限り)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七条の二第三項に規定する税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
酒税法第二十八条の三第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第十一条 第一項	同法第二十八条の三第六項 同法第二十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号) 第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号) 第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保稅地

域から引き取られた酒類(しようちゆうに限る)について、同日以後に同項の表の下欄に掲

酒税の免除を受けて指定日前に保稅地域から引き取られた酒類(しようちゆう及びリキユー爾類に限る)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類(次項の規定に該当するものを除く)に係る酒税の税率は、しようちゆうにあっては附則第四条第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とし、リキユー爾類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十三年十月一日前に保稅地域から引き取られた酒類(しようちゆう乙類に限る)について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二条に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率とする。

(手持品課税等)

第八条 指定日に、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において酒類(しようちゆう及びリキユー爾類に限る)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量)が五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、しようちゆうにあっては附則第四条第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二

十二条に規定する税率又は附則第十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「改正前の租税特別措置法」という。)第八十七条の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とし、リキユー爾類にあっては新法第二十二条に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二條に規定する税率又は改正前の租税特別措置法第八十七条の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

二 前号の数量により算出した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三 その他政令で定める事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

8 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第四項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。

9 平成十年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しょうちゅうに限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日に

その者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

10 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

11 第九項の場合においては、しょうちゅう甲類にあっては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額とに相当する金額を第九項の酒税額とし、しょうちゅう乙類にあっては附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第九項の酒税額とする。

12 第四項から第八項までの規定は、第九項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「指定日」とあるのは「平成十年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十一年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第九項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

13 平成十三年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しょうちゅう乙類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量）が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

14 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

15 第十三項の場合においては、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十三項の酒税額とする。

16 第四項から第八項までの規定は、第十三項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、「指定日」とあるのは「平成十三年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十四年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

17 第四項（第十二項及び前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（罰則に係る経過措置）

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第十條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十七條の二 第一項中「次の」を「平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の」に改め、「除く」の下に「次項及び第三項において同じ」を加え、「ついでには」を「ついでには、」に改め、「限る」の下に「次項及び第三項において同じ」を、「第二十二條第一項」の下に「及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條第一項」を加え、「次項」を「第四項」に改め、同項の表基準税率の欄中「十五万五千七百円」を「二十万九千九百円」に、「十万二千三百円」を「十五万七千五百円」に、「九十八万二千三百円」を「五十五万七千五百円」に、「三十三万七千三百円」を「三十三万七千七百八十八円」に、「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 平成十年十月一日から平成十三年九月三十

日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第二項の

規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、第四項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒類	品目	基準アルコール分	基準税率
しょうちゆう	しょうちゆう甲類	二十五度	二十四万八千八百円
	しょうちゆう乙類	二十五度	十九万九千四百円
ウイスキー類		四十度	四十万九千円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十六万七千八百八十八円
リキュール類		十二度	十一万九千八百八十八円

3 平成十三年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒類	品目	基準アルコール分	基準税率
しょうちゆう		二十五度	二十四万八千八百円
		四十度	四十万九千円
ウイスキー類		四十度	四十万九千円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十六万七千八百八十八円
リキュール類		十二度	十一万九千八百八十八円

関税定率法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律
(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三項中「第六十二條の十二（総

合保税地域についての記帳義務）」を「第三十四條の二（記帳義務）」に改める。

別表第一七〇・一一号及び第一七〇・一二号中「二〇円」を「一五円」に、「三五円五〇銭」を「三二円」に改める。

別表第一七〇・一・九九号中「三五五〇銭」を「三二円」に改める。

別表第二二〇六・〇〇号中
B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(b) その他のもの

一リットルにつき六円
四〇銭
一リットルにつき四三
円一〇銭
に改める。

別表第二二〇・〇〇号中「三、〇八〇円」を「三、〇二〇円」に、「一、八六〇円」を「一、八三〇円」に、「一、七九〇円」を「一、七六〇円」に、「一、六七〇円」を「一、六四〇円」に、「六五〇円」を「六〇〇円」に、「四二〇円」を「三九〇円」に改める。

別表第五三・〇七項中「五％」を「無税」に改める。

別表第五六〇七・一〇号中「五％」を「無税」に改める。

別表第五九〇四・一〇号中「四・六％」を「無

税」に改める。

別表第八一〇四・一一号及び第八一〇四・一九号中「五・二％」を「無税」に改める。

別表第八一〇四・二〇号中「二・六％」を「無税」に改める。

別表の付表第一第一号中「一、三〇〇円」を「九〇〇円」に、「四〇〇円」を「五〇〇円」に改める。

別表の付表第一第二号を削る。

別表の付表第一第三号中「一〇％」を「一五％」に改め、同号を同表第二号とする。

(6) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品

(7) 次に掲げる物品

別表の付表第二第一号中

別表第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二又は第二二〇七・一〇号に掲げる物品
別表第二二〇八・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品
別表第二二〇八・九〇号の二の(一)又は(二)に掲げる物品

一リットルにつき六円
一リットルにつき四〇円

を

「(6) 別表第二二〇三・〇〇号又は第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(a)に掲げる物品

(7) 次に掲げる物品

別表第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)又は第二二〇四・三〇号の二に掲げる物品

別表第二二〇六・〇〇号の二に掲げる物品(第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(a)に掲げるものを除く。)

別表第二二〇七・一〇号、第二二〇八・九〇号の二の(二)のA又は第二二〇八・九〇号の二の(二)若しくは(三)に掲げる物品

「(関税法の一部改正)

第二條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 関税の納付及び徴収(第九條―第十二條)」を「第四節 関税の納付及び徴収(第九條―第十二條の三)」に改める。

第二條第一項中「基く」を「基づく」に、「左の」を「次の」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税をいう。

第六條の二第一項第二号に次のように加える。

第八條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に、「同号イ」を「同号イ」に改め、「申告に係る課税標準」の下に「とし、前項に規定する場合にあつては同項に規定する計算の基礎となる税額とする。以下この条において同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

一リットルにつき六円
一リットルにつき四〇円

に改める。

2 税関長は、第六條の二第二項第二号へに掲げる過少申告加算税又は無申告加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。

第九條の見出し中「関税」を「関税等」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五 第七條の四第二項(決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額、当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までに納付しなければならない。

4 無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の無申告加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

第九條の三第一項に次の一号を加える。
三 過少申告加算税及び無申告加算税
第九條の三第二項中「第八條第三項ただし書」を「第八條第四項ただし書」に改める。
第十條第二項中「関税の納付」を「関税等の納付」に改める。

第十二條の前に次の節名を付する。
第四節の二 附帯税

第十二條第一項中「法定納期限までに関税の下に(附帯税を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第七項中「課された」を「課される」に、「受けた」を「受ける」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(過少申告加算税)
第十二條の二 第七條第一項(申告)の規定による申告(以下「当初申告」という。)があつた場合において、修正申告又は更正がされたときは、当該納税義務者に対し、当該修正申告又は更正に基づき第九條第一項又は第二項(申告納税方式)による関税の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2 前項の場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について修正申告又は更正がされたときは、その関税に係る累積増差税額を加算した金額)がその関税に係る当初申告に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、前二項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

4 第一項の規定は、修正申告がされた場合において、その修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

5 前条第三項及び第四項(延滞税)の規定は、過少申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「次条第一項及び第二項」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替へるものとす。

6 第二項に規定する累積増差税額とは、第一項の修正申告又は更正前にされたその関税についての修正申告(第四項の規定の適用を受けるものを除く。又は更正に基づき第九條第一項又は第二項(申告納税方式)による関税の納付)の規定により納付すべき税額の合計額(当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第三項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであ

つた金額を控除した金額とする。)をいう。
(無申告加算税)

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該納税義務者に對し、当該各号に規定する決定又は更正に基き第九條第二項(申告納税方式による関税の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 第七条の四第二項(決定)の規定による決定がされた場合
二 第七条の四第二項の規定による決定がされた後に更正がされた場合

2 第十二條第三項及び第四項(延滞税)の規定は、無申告加算税について準用する。この場合において、同条第三項中「関税額」とあるのは「税額」と、「第一項」とあるのは「第十二條の三第一項本文」と、同条第四項中「千円」とあるのは「五千円」と読み替へるものとする。

第十三條第二項第一号中の「前条第七項」を「(過少申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)の第十二條第七項」に改める。

第十四條第一項中「第十二條第七項(法定納期限)に規定する法定納期限(第九條の二第一項又は第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合にあつては、当該関税に係る貨物の輸入の許可の日とし、第七十三條第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)又は第七十七條第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られ、又は受け取られた貨物又は郵便物の場合にあつては、当該承認の日とし、関税定率法第七條第三項(相殺関税の適及課税)若しくは第八條第二項(不当廉売関税の適及課税)の規定により関税を課する場合又は同

条第十六項(新規供給者の不当廉売関税)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により関税を課する場合にあつては、当該関税を課することができるとなつた日とする。第三項及び次条第一項において「法定納期限等」というを「法定納期限等」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第六条の二第一項第二号へ掲げる過少申告加算税に係る賦課決定

第十四條第二項中「貨物の輸入の日」を「関税の法定納期限等」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第六条の二第一項第二号へ掲げる無申告加算税に係る賦課決定

第十四條に次の一項を加える。
4 この条及び次条第一項において「法定納期限等」とは、当該関税(過少申告加算税又は無申告加算税にあつては、その納付の起因となつた関税)を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日)とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める日とする。

一 第七十三條第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該承認の日

二 第七十七條第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の規定により税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該承認の日

三 関税定率法第七條第三項(相殺関税の適及課税)若しくは第八條第二項(不当廉売関税の適及課税)の規定により課する関税又は同条第十六項(新規供給者の不当廉売関税)の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項(不当廉売関税)の規定により課する関税 当該関税を課することができる日

四 この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日

第十四條の二第二項中「(時効の中断及び停止)の下に(第三項第四号を除く。)」を加え、「同条第一項第一号中」を「同条第一項中(部分の国税)とあるのは「部分の国税」と、同項第一号中国税」とあるのは「関税」と」に改め、「(申告納税方式による関税の納付)と」の下に、「同項第二号中(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八條第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。))とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五條第三項」とあるのは「関税法第九條第三項又は第四項(過少申告加算税又は無申告加算税の納付)と」を加え、「同条第三項を」同条第三項各号列記以外の部分に、「第十四條第一項」を「第十四條第四項(法定納期限等)に改め、「法定納期限等」と」の下に「同項第一号中」を加え、「納税申告に係る書面」を「納税申告(関税法第七條の二第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をいう。))に係る書面」に改め、「当該納税申告に係る書面」との下に、「同項第二号中「更正決定等(加算税)とあるのは「更正若しくは賦課決定(以下この号において「更正決定等」という。))」(過少申告加算税及び無申告加算税)と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税(附帯税、過怠税及び国税)とあるのは「関税(附帯税及び関税)と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税」とあるのは「関税に係る

延滞税についての関税」とを加える。
第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十三條中「輸入の許可を受けた貨物を削り、「税関長の許可を受けなければならない」を「あらかじめその旨を税関に届け出なければならない」に改める。

第三十四條の次に次の一條を加える。
(記帳義務)

第三十四條の二 保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

第三十六條の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条中「第三十一條第二項(税関職員)の立会い」、「第四十條(指定保税地域における貨物の取扱)」(第一項第二号を除く。))及び「第三十一條第二項及び」を削り、「第四十條中「指定保税地域」とあり、並びに「を」及び「に」を改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十條第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物の規定により税関長が許可した貨物につき内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れをしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。)

第四十條を次のように改める。
(貨物の取扱)

第四十條 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、第三十七條第一項(指定保税地域の指定)に規定する行為のほか、これらの貨物の内容の点検又は改裝、仕分けその他の手入れをすることができ

2 指定保税地域においては、前項に定めるもののほか、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他こ

れらに類する行為で税関長の許可を受けたものを行うことができる。

3 税関長は、指定保税地域の利用を妨げず、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の許可をしななければならない。

第六十一条の二第二項中「第三十一条（貨物の出し入れ）及び」を「当該保税工場に当該特定した原料品を入れ、又は当該保税工場から当該特定した製品を出す際の届出並びに」を削る。

第六十一条の三第三項（第三十一条第一項（貨物の出し入れの届出）の指定を受けた保税工場にあつては、同項に規定する貨物）を削る。

第六十二条の三第四項を次のように改める。

4 保税展示場においては、当該保税展示場に入れられた外国貨物につき、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、前条第三項第一号又は第二号に掲げる行為（同項に規定する政令で定めるものに限る。）をすることができ。

第六十二条の四第一項中「及び輸入を許可された貨物」を削る。

第六十二条の十二を次のように改める。

第六十二条の十二 削除

第六十八條第一項中「但し」を「ただし」に改め、「輸出に係る仕入書について」を削る。

第七十二条中「除き、関税の下に（過少申告加算税を除く。）を、「地方消費税の下に（これらに係る過少申告加算税を除く。）を加える。

第七十三条第一項中「関税額の下に（過少申告加算税に相当する額を除く。）を加え、同条第三項中、第三十一条（貨物の出し入れ）を削る。

第七十七條第五項中「第八條第三項」を「第八條第四項」に改める。

第九十九條中、「第三十二条」を「若しくは第三十二条」に改め、「若しくは第三十三条（執務時間外）に改め、

時間外の貨物の出し入れ又は取扱（第三十六条において準用する場合を含む。）を削る。

第百条第一号中「若しくは第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）において準用する場合を含む。）を削る。

第百一条第一項中「指定保税地域について第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）の許可を受けた者又はを削り、若しくは第六十二条の八第一項を「又は第六十二条の八第一項」に改める。

第百二條の二第二項中「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十六条（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）において準用する場合を含む。）を削る。

第百四條第四号中「積卸し」を「積卸し」に改め、「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十六条許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）において準用する場合を含む。）を削る。

第百五條第三号中「第四十条第一項（指定保税地域における貨物の取扱）（第三十六条許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）及び第四十九条（保税蔵置場）において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は」を「第三十六条第二項（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物の取扱）の規定に違反した者又は外国貨物若しくは輸出しようとする貨物につき第四十条第一項又は第二項（指定保税地域内での行為）（第四十九条（保税蔵置場）において準用する場合を含む。）の規定により指定保税地域内若しくは保税蔵置場において認められる行為以外の行為をした者若しくは」に改め、同条第四号中「第三十一条（貨物の出し入れの届出）」を「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十一条（貨物の出し入れの届出）」に改め、

同条第四号中「第三十一条（貨物の出し入れの届出）」を「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十一条（貨物の出し入れの届出）」に改め、

同条第四号中「第三十一条（貨物の出し入れの届出）」を「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十一条（貨物の出し入れの届出）」に改め、

同条第四号中「第三十一条（貨物の出し入れの届出）」を「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十一条（貨物の出し入れの届出）」に改め、

同条第四号中「第三十一条（貨物の出し入れの届出）」を「第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十一条（貨物の出し入れの届出）」に改め、

十二（総合保税地域についての記帳義務）を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）
第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六条の見出し中「石油化学製品製造用原油の免税及び」を削り、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とする。

第七条を次のように改める。

（石油アスファルト等に係る関税の還付）
第七条 関税定率表別表第二七・一三・一〇号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト（以下この条において「石油アスファルト等」という。）を製造する者（以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。）が、税関長の承認を受けた製造工場において関税納付済み原油等、同表第二七・一〇・〇〇号に掲げる石油及び原油並びにこれらの調製品（本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。）又は同表第二七・一三・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は原油の残留物（本邦において関税納付済み原油等から製造されたものに限る。）から製造した石油アスファルト等を、平成十年三月三十一日まで、当該製造工場から移出（政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）し、又は当該製造工場内において燃料として消費した場合に、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等の数量につき一トン当たり二百四十円の割合で算出して得た金額に相当する関税を、当該石油アスファルト等製造業者に（当該石油アスファルト等製造業者が当該石油アスファルト等の原料となつた関税納付済み原油等に係る関税の納税者でない場合にあっては、当該関税納付済み原油等につき当該石油アスファルト等製造業者が当該関税を納付したものとなつて、当該石油アスファルト等製造業者に還付する。）

2 石油アスファルト等製造業者は、前項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造工場に関税定率表別表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は原油の残留物を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、その移入をした月の翌月末日までに、当該製造工場を所轄する税関に提出しなければならない。

第七条の二第三項中「この場合においては、第六條第三項ただし書の規定を準用するを、ただし、同項の甘しや糖等又はその製品が災害その他のやむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない」に改める。

第九條中「第六條第一項」及び「第六條第一項又は」を削り、「これらの項」を「同項」に改める。

第十條第一号及び第十條の二中「第六條第一項」を削る。

第十一條第一項中「同法第五條第一項第五号」を「同項第五号」に改め、「第六條第一項」を削り、「第六條第四項」を「第六條第一項」に、「関税法第五條第一項第五号」を「同項」に改める。

第十二條第一項中「第六條第四項」を「第六條第一項」に改める。

別表第一第四〇・一・一〇号中「二六、五〇〇トン」を「二八、三六〇トン」に改める。

別表第一第二一・〇六項の次に次の一項を加える。

第五部 大蔵委員会議録第三号 平成九年三月十四日【参議院】

九

二二・〇六
二二・〇六・〇〇

その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)

二 その他のもの
(一) その他のもの

B その他のもの

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(1) 平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) 平成一〇年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの

(3) 平成一二年四月一日から平成一二年三月三十一日までに輸入されるもの

九・四％
(その率が
一リットル
につき六円
四〇銭の従
量税率より
高いときは、当該従
量税率)
七・五％
(その率が
一リットル
につき六円
四〇銭の従
量税率より
高いときは、当該従
量税率)
五・七％
(その率が
一リットル
につき六円
四〇銭の従
量税率より
高いときは、当該従
量税率)

(4) 平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの

(5) 平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

(6) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一第二七・〇九項を次のように改める。
二七・〇九
二七・〇九・〇〇

石油及び歴青油(原油に限る。)

(1) 平成一〇年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(ii) その他のもの

(2) 平成一〇年四月一日から平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

量税率)
三・八％
(その率が
一リットル
につき六円
四〇銭の従
量税率より
高いときは、当該従
量税率)
一・九％
(その率が
一リットル
につき六円
四〇銭の従
量税率より
高いときは、当該従
量税率)
無税
一キロリッ
トルにつき
六三円
一キロリッ
トルにつき
二一五円
一キロリッ
トルにつき
二一五円

別表第二二七・〇・〇〇号中「二・一三〇円」を「二・〇九〇円」に、「二・四〇〇円」を「二・三六〇円」に、「二・九円」を「二・九円」に、「七六〇円」を「七五〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四〇〇円」に、「五八〇円」を「五七〇円」に、「二、二九〇円」を「二、二七〇円」に、「三、二七〇円」を「三、二五〇円」に、「三、七五〇円」を「三、七四〇円」に、「三、七五〇円」を「三、七四〇円」に改める。

別表第一第八一・〇四項を削る。
別表第一の第三一七・〇一項及び第一七・〇二項を次のように改める。

二項を次のように改める。

一七・〇一
甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）
その他のもの

一七〇一・九一
香料又は着色料を加えたもの

一七〇一・九九
その他のもの

一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの

一七・〇二

その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）
糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）
人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル

一七〇二・九〇

その他のもの（転化糖を含む。）

一 砂糖のうち

分みつ糖

二 砂糖水のうち

分みつ糖のもの

一キログラムにつき き六一円九一銭	一キログラムにつき き六〇円三三銭	一キログラムにつき き五五円二四銭	一キログラムにつき き五三円六五銭	一キログラムにつき き五二円七銭	一キログラムにつき き五〇円四八銭
三四・一%	三三・三%	三〇・九%	三〇%	二九・二%	二八・三%
三四・一%（その率が一キログラムにつき二六円三三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三三・三%（その率が一キログラムにつき二五円六七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	三〇・九%（その率が一キログラムにつき二二円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二九・七%（その率が一キログラムにつき二二円九三銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二八・九%（その率が一キログラムにつき二二円二七銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二八%（その率が一キログラムにつき二二円六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）

別表第一の第三二二・〇六項を次のように改める。

二一・〇六

二一〇六・九〇

調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
その他のもの

二 その他のもの

(一) 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

B その他のもの

(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量

(a) 小麦（ライ小麦を含む。）の含有量

が全重量の三〇％を超えるものうち

別表第一第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(b) 大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇％を超えるものうち

別表第一第二一〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(二) その他のもの

A 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)のうち
分みつ糖のもの

一キログラムにつき き三〇円二〇銭	一キログラムにつき き二九円四〇銭	一キログラムにつき き二八円六〇銭	一キログラムにつき き二七円八〇銭	一キログラムにつき き二七円	一キログラムにつき き二六円二〇銭
一キログラムにつき き三〇円二七銭	一キログラムにつき き二九円五三銭	一キログラムにつき き二八円八〇銭	一キログラムにつき き二八円七銭	一キログラムにつき き二七円三三銭	一キログラムにつき き二六円六〇銭
三四・一％(その 率が一キログラム につき二六円三三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三三・三％(その 率が一キログラム につき二五円六七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	三〇・六％(その 率が一キログラム につき二二円六〇 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二九・七％(その 率が一キログラム につき二二円九三 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二八・九％(その 率が一キログラム につき二二円二七 銭の従量税率より 低いときは、当該 従量税率)	二八％(その率が 一キログラムにつ き二〇円六〇銭の 従量税率より低い ときは、当該従量 税率)

別表第二第二一〇六・〇〇号中

B その他のもの

B その他のもの

- (a) 麦芽を原料の一部としたもので
発泡性を有するもの
- (b) その他のもの

無税
一リットル
につき三〇
円八〇銭

一リットル
につき三〇
円八〇銭
を

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中関税定率表別表の付表第一一号の改正規定、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日
- 二 第二条中関税法の目次の改正規定、同法第二条第一項、第六条の二第一項第二号及び第

八条の改正規定、同法第九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第九条の三及び第十條第二項の改正規定、同法第十二條の前に節名を付する改正規定、同条第一項及び第七項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第十三條第二項第一号の改正規定、同法第十四條第一項及び第二項の改正規定、同法第十四條の二第二項、第七十二條、第七十三條第一項及び第七十七條第五項の改正規定並びに次条第一項及び附則第六條から第十條までの規定、平成九年十月一日

3 施行日前に税関長が旧関税法第三十條第二号の規定により許可した貨物につき旧関税法第三十六條において準用する旧関税法第四十條第一

項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によりされた税関長に対する届出は、施行日において当該貨物につき新関税法第三十六条第二項の規定によりされた税関に対する届出とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧関税法第四十条第一項(同項第二号に係る部分に限る。)(旧関税法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による税関長の許可を受けている外国貨物又は輸出しようとする貨物は、それぞれ施行日において新関税法第四十条第二項(新関税法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定による税関長の許可を受けた外国貨物又は輸出しようとする貨物とみなす。

5 この法律の施行前に旧関税法第三十三条(旧関税法第三十六条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が旧関税法第百条第一号の規定により手数料を納付した場合における当該手数料の額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 この法律の施行前に第三十三条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項において「旧暫定法」という。)(第六条第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七條第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)
第六條 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項中「前項」を「第三項」に、「第八條第三項ただし書を「第八條第四項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 保税地域から引き取られる課税物品(石油税法第三條(課税物品)に規定する原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素(第十二條及び第十六條において「原油等」という。))で同法第十五條第一項の承認を受けている者により引き取られるものを除く。第十九條において同じ。に係る国内消費税に対する国税通則法第三十五條第三項(過少申告加算税等の納付)の規定の適用については、同項中「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八條第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税」と、「過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税」とあるのは「過少申告加算税又は無申告加算税」とする。

と、「(経過する日」とあるのは「(経過する日(過少申告加算税であつて、当該一月を経過する日)がその納付の基因となつた国内消費税(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二條第一号(定義)に規定する国内消費税をいう。))に係る課税物品(同条第二号に規定する課税物品をいう。))の関税法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日」とする。

第十二條第二項中「石油税法第三條(課税物品)に規定する原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素(第十六條において「原油等」という。))」を「原油等」に改める。
第十九條を次のように改める。
(過少申告加算税の特例)
第十九條 保税地域から引き取られる課税物品に係る国内消費税に対する国税通則法第六十五條(過少申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。))が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。))とあるのは「輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第六條第一項(引取りに係る課税物品)についての申告書(第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。))が提出された場合」と、「第三十五條第二項(期限後申告等による納付)」とあるのは「第三十五條第二項(修正申告等による納付)又は同法第六條第三項(引取り前における修正申告等の特例)若しくは第九條第一項(輸入の許可前における引取りに係る納付)」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五條第二項」とあるのは「第三十五條第二項又は輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第六條第三項若しくは第九條第一項」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書(次条第一項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。))」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五條第一項又は第二項」とあるのは「第三十五條第一項」とする。

「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五條」とあるのは「第二十五條」と、「修正申告書の提出又は更正」とあるのは「更正」とする。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七條 前条の規定による改正後の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十九條の規定は、平成九年十月一日前に保税地域から引き取られた同法第二條第二号に規定する課税物品(以下この条において「課税物品」という。)(同日以後に引き取られる課税物品でその輸入申告(同法第三條第一号に規定する輸入申告をいう。))が同日前にされたものを含む。に係る同法第二條第一号に規定する国内消費税については、適用しない。

(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の百第二項中「係る延滞税の下に「及び加算税」を、「納付される延滞税」の下に「及び課される加算税」を加える。
第七十二條の百第六項第一項中「及び消費税に係る延滞税」及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税に改める。

(所得税法の一部改正)
第九條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項第二号及び第三号を次のように改める。
二 所得税(不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を行う居住者が納付する第三百三十一條第三項(確定申告税額)の延納に係る利子税)又は第三百三十六條延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税)の規定による利子税で、その事業についてのこれらの所得に係る所得税の額に対応するものとして政令で定めるものを除く。)

第十條の四第三項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同條第四項中「第一項第五号」を「同項第六号」に改める。

「前項」を「第二項」に改め、「計算する場合」の下に「又は前項の規定の適用を受ける技術革新設備の償却費の額を計算する場合」を、「第十一条

該個人の営む事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金

に、「百分の十二」を「百分の十一」に改める。
 第十一條の六第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

事業資産割合を	地区又は地域
---------	--------

に「及びこれに類する地区」として政令で定める地区並びに水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)第三条第一項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区を加え、同表の第五号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同表の第六号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、同表に次の一号を加える。

十一 沖繩振興開発特別措置法第二条第二項に規定する離島の地域	旅館業のうち政令で定める事業	政令で定める建物及びその附属設備	百分の八
--------------------------------	----------------	------------------	------

第十三条の二第二項中「百分の二十」を「百分の十八」並該機械設備等が第三号に定める漁船である場合には、百分の十六」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項第一号及び第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成九年三月三十一日」を平成十一年三月三十一日に改め、「及び次項第五号」を削り、「前条若しくは第十七条」を「若しくは前条」に、「次項第六号」を「次項第四号」に改め、同条第三項中「第三号及び第四号」を「第二号及び第三号」に改め、同項第二号を削

第十六条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第十七条を次のように改める。

第十八条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置

法第七條第一項に規定する高度化等計画
(同条第二項第三号に規定する特定基盤的
技術の高度化等に関する研究開発について

計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第九条第一項に規定する高度化等円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に關する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受

第十九条及び第二十条 削除
第二十条の二の前に次の款名を付する

第二十條の二第二項中「平成九年」を「平成十一年」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十

二・五を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「で当該個人が構成したものとして政令で定めるもの」を「政令で定める要件を満たすものに限る。」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項のプログラム等準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人(含む)が受遺者を含む。以下この節において同じ。)

がソフトウェア業又はデータベース業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告

7 前項に規定する場合において、同

7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日におけるプログラム等準備金の金額は、当該相続人に係るプログラム等準備金の金額とみなす。

8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項のブログラム等準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の三第五項中「第二十條第十一項」を「前條第五項」に改め、同條第六項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「前條第六項から第八項まで」に改める。

第二十條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を平成十一年三月三十一日に改め、同項の表の第三号中「石炭の採掘の事業」を「石炭等の採掘その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。」の採掘の事業に、「石炭等の採掘を」と「石炭等の採掘」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の採掘の終了」を「石炭等の採掘の終了」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第三号中「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に改め、同条第

三項及び第四項中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第七項中「第二十条第十一項」を「第二十条の二第五項」に改め、同条第八項中「第二十条第十二項から第十四項まで」を「第二十条の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十一条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に改め、「外国法人」の下に「(当該特許権等の提供を行う個人がその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同項第二号において同じ。)」を加える。

第二十二條第六項中「第二十条第十一項」を「第二十条の二第五項」に改め、同条第七項中「第二十条第十二項から第十四項まで」を「第二十条の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十八條の五第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第二十九條の二第二項中「第八條第一項」の下に又は特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第八條第一項を加え、「同項」を「これらの規定」に、「同条第六項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八條第六項又は特定通信・放送開業事業実施円滑化法第八條第六項」に改める。

第三十条の二第一項中「平成九年」を「平成十一年」に、「(同法第十二條第三項において準用する場合又は同法第十八條の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は同法第十八條の二第三項同法第十八條の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二條第三項において準用する場合を含む。の)」を「の規定、同法第十八條の二第三項の規定その他の政令で定める」に改め、「同じ」の規定の下に「その他政令で定める規定」を加え、同条第五項中「第十六條の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第三十一条の二第二項第八号中「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」の下に「昭和六十二年法律第四十七号」を加える。

第三十三條第一項第一号中「道路法」の下に「昭和二十七年法律第八十号」を加える。

第三十四條の二第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合」を、「供するために買い取られる場合」の下に「(第三十三條第一項第二号若しくは第三号の五又は第三十三條の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加え、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第百十六條第一項に規定する防災街区整備推進機構が同法第二條第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二條の四

第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第三十三條第一項第二号若しくは第三号の五、第三十三條の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第三十四條の二第三項中「第十二号まで又は第十五号から第十七号まで」を「第十三号まで又は第十六号から第十八号まで」に改める。

第三十四條の三第三項第一号及び第二号中「前条第二項第二十一号」を「前条第二項第二十号」に改め、同項第三号中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

第三十六條の六第一項及び第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第三十七條第一項の表以外の部分中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に改め、同項の表中第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第十八号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同表を同表の第十九号とし、同表の第十七号の次に次の一号を加える。

十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六條第一項の規定による公告があつた同項の防災街区整備権利移転等促進計画(以下この号において「防災街区整備権利移転等促進計画」という。)の定めるところにより譲渡をされる土地等

同法第三十四條第一項に規定する防災再開発促進地区の区域(上欄に掲げる土地等の区域を含むものに限る。)内において定められた同項に規定する防災街区整備地区計画の区域内にある土地等で、防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところにより取得をされるもの

第三十七條第三項及び第四項中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七條の三第二項第一号中「第十九号若しくは第二十号」を「第二十号若しくは第二十一号」に改める。

第三十七條の四中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七條の十五を第三十七條の十六とし、第三十七條の十四を第三十七條の十五とする。

第三十七條の十三第三項中「前条」を「第三十七條の十二」に改め、同条を第三十七條の十四とし、第三十七條の十二の次に次の一条を加える。

(特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十七條の十三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七條の二に規定

する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この項において「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込みにより取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる）における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条において同じ。）について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該特定株式により取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の規定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がなかつた確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができ

4 確定申告書（第八項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第六項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合においては、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対する譲渡その他の政令で定めるものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年

分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

6 第四項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第四項の規定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（同条第六項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。

8 所得税法第二百三十三条第一項（同条第二号を除く。）（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二百三十三条第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第二百三十三条第一項又は第二百三十三条第一項（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができるときは、同条第一項中「第七十條第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一條第一項（雑損失の繰越控除）の

規定の適用を受け、又は第四百四十二條第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十三第四項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の規定の適用を受けようとするときは、（次項各号に掲げる。）とあるのは「その年において生じた同条第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項）とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七條の十三第四項）と、及び第四百四十二條第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは「を」と、（これらの金額」とあるのは「当該特定株式に係る譲渡損失の金額」と、（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは「同法第三十七條の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を超え」と読み替へるものとする。

9 第四項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二條第六号ハ中「又は法人税法」とあるのは「若しくは法人税法と、（若しくは雑損失の金額又は欠損金額」とあるのは「雑損失の金額若しくは欠損金額又は租税特別措置法第三十七條の十三第五項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」とする。

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項

10 払込みにより取得をした特定株式及び当該

特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例 当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の二中「平成九年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

第四十条の四第三項第二号中「海域」を「水域」に改める。

第四十一条第一項中「第七項」を「第六項」に、「この項及び第三項」を「この項及び次項」に、「昭和六十一年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十三年十二月三十一日まで」に、「第五項まで」を「次項及び第四項」に、「次項及び第三項」を「次項」に改め、「年に限る」の下に「次項において「適用年」という」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一 適用年が平成九年又は平成十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該合計額の二パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該

該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

二 適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成九年又は平成十年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号及び次号において「平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ロ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円

を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合 十五万円

(3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 二十五万円

(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合 三 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の合計額のうち平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額がある場合 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額のうち平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額がない場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

ロ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合 平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と二千万円から当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合 二十万円

四 適用年が平成十三年から平成十八年まで

の各年である場合 次に掲げる場合の区分に
に、それぞれ次に定める金額
イ その年十二月三十一日における住宅借
入金等の金額の合計額が二千万円以下で
ある場合 当該合計額のパーセントに
相当する金額
ロ その年十二月三十一日における住宅借
入金等の金額の合計額が二千万円を超え
る場合 当該二千万円を超える金額（当
該金額が千万円を超える場合には、千万
円）の〇・五パーセントに相当する金額
に二十万円を加えた金額

第四十一 条中第三項を削り、第四項を第三項
とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り
上げ、同条第十二項中「第四項」を「第三項」に改
め、同項を同条第十一項とする。
第四十二 条の三第一項中「第四十一 条第七項」
を「第四十一 条第六項」に改める。
第四十三 条の三十三中「平成九年三月三十一日」
を「平成十年三月三十一日」に改める。
第四十四 条の四第一項から第四項まで、第六
項及び第七項中「平成九年三月三十一日」を「平
成十一年三月三十一日」に改める。
第四十五 条の七第一項中「平成九年三月三十
一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「の
法人」の下に「第三号及び」を、「第二号」の下に
「又は第三号」を加え、「が第五号」を「が第六号」
に改め、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改
め、同項第二号を次のように改める。

二 卸売業若しくは小売業を営む法人又は飲
食店業（政令で定める事業を除く。）を営む
法人 機械及び装置並びに器具及び備品で
当該事業の基盤の強化に寄与するものとし
て法人の規模に応じて政令で定めるもの
第四十二 条の七第一項第六号中「第四号」を
「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項
第五号を同項第六号とし、同項第四号中「特定
中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第八
条第二項」を「特定産業集積の活性化に関する臨

時措置法第二十四 条第二項」に、「第七 条第一
項」を「第二十三 条第一項」に、「第八 条第一項」
を「第二十四 条第一項」に、「承認中小企業者」を
「承認進出中小企業者」に、「前三号」を「前各号」
に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中
「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号
とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
三 サービス業でその基盤の強化を通じて消
費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安
定及び発展に資することが必要なものとし
て政令で定める事業を営む第四十二 条の四
第三項に規定する中小企業者に該当する法
人（当該事業のうち政令で定める特定の事
業を営む大規模法人を含む。） 機械及び装
置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の
強化に寄与するものとして政令で定めるも
の

第四十二 条の七第二項中「前項第五号」を「前
項第六号」に改め、同条第三項中「第一項第二
号」の下に「又は第三号」を加え、「同項第五号」
を「同項第六号」に改める。
第四十三 条の八第一項中「平成九年三月三十
一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第四十四 条の九第一項中「平成九年三月三十
一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「に償却限
度割合（製品輸入増加割合が百分の十以下であ
る場合にあつては）を」の百分の二十五（製品輸
入増加割合が百分の十未満であるときは）に、
「三位未満の端数があるときは、これを切り捨
てる。」をいい、製品輸入増加割合が百分の十を
超える場合にあつては当該製品輸入増加割合に
一・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小
数点以下三位未満の端数があるときは、これを
切り捨て、）に百分の十二・五の割合を加算し
た割合（当該割合が百分の五十を超えるときは、
百分の五十とする。）をいう。）を乗じて計算し
た（を）二位未満の端数があるときは、これを切
り捨てる。）に相当するに改め、同条第二項中
「に税額控除割合（製品輸入増加割合が百分の十

以下である場合にあつては）を」の百分の五（製
品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、）
に、「をいい、製品輸入増加割合が百分の十を
超える場合にあつては当該製品輸入増加割合に
〇・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小
数点以下三位未満の端数があるときは、これを
切り捨て、）に百分の二・五の割合を加算した
割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百
分の十とする。）をいう。）を乗じて計算した」を
に相当するに改める。
第四十三 条の三第一項中「平成九年三月三十
一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の
二十八」を「百分の二十六」に改める。
第四十三 条の四第一項及び第二項並びに第四
十四 条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平
成十一年三月三十一日」に改める。
第四十四 条の三第三項中「平成十年三月三十
一日」を「平成九年三月三十一日」に、「九年以内
の期間」を「十二年以内の期間（当該期間の末日
が平成十六年三月三十一日後である場合には、
当該承認の日から同年三月三十一日までの期
間）」に改め、同項に次の三号を加える。

五 適用期間の開始の日から十年以内に取得
等をした特定事業用資産（前各号に掲げる
特定事業用資産に該当するものを除く。）
百分の十四（建物及びその附属設備につい
ては、百分の七）
六 適用期間の開始の日から十一年以内に取
得等をした特定事業用資産（前各号に掲げ
る特定事業用資産に該当するものを除く。）
百分の十二（建物及びその附属設備につ
いては、百分の六）
七 適用期間の開始の日から十二年以内に取
得等をした特定事業用資産（前各号に掲げ
る特定事業用資産に該当するものを除く。）
百分の八（建物及びその附属設備につい
ては、百分の四）
第四十四 条の四第一項中「平成九年三月三十
一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同

条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項中「平成九年三月
三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「前
項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加える。
2 青色申告書を提出する法人で特定産業集積
の活性化に関する臨時措置法第七 条第一項に
規定する承認基盤の技術産業集積活性化計画
（以下この項において「承認基盤の技術産業集
積活性化計画」という。）に定められた同条第
一項に規定する基盤の技術産業集積活性化促
進地域（以下この項において「基盤の技術産業
集積活性化促進地域」という。）内において当
該承認基盤の技術産業集積活性化計画に定め
られた同法第五 条第二項第二号に掲げる中核
的業種に属する事業を営む特定中小企業者等
（同法第二 条第五項に規定する中小企業者に
該当する法人又は資本若しくは出資の金額が
十億円以下の法人で、同法第十九 条第一項の
認定を受けたものをいう。以下この項におい
て同じ。）が、同法の施行の日から平成十一年
三月三十一日までの間に、当該基盤の技術産
業集積活性化促進地域内において、当該特定
中小企業者等が同法第七 条第四項の承認（同
法第八 条第一項の承認を含む。）を受けた同法
第七 条第一項に規定する高度化等計画（同法
第二 条第三項第一号から第三号までに掲げる
措置に係る同項に規定する特定基盤の技術の
高度化等（以下この項において「特定基盤の技
術の高度化等」という。）に関するものであつ
て政令で定める要件を満たすものに限るもの
とし、同条第五項第六号に掲げる者以外の法
人により申請されたものにあつては当該基盤
的技術産業集積活性化促進地域内において事
業を営む政令で定める他の事業者と同法第七
 条第一項の規定により共同して申請されたも
のに限る。）に定められた機械及び装置で、そ
の製作の後事業の用に供されたことのないも
の（特定中小企業者等の規模に応じて政令で

の製作の後事業の用に供されたことのないも
の（特定中小企業者等の規模に応じて政令で

企業者等の営む事業の用貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該技術革新新設備（第四十三条から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該技術革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該技術革新設備の取得価額の百分の十五（当該技術革新設備が特定基盤的技術の高度化等に著しく資するものと

第四十四条の五第一項中「総合保養地域整備
第七條第一項に規定する承認基本構想であつ
平成九年三月三十一日までに同法」を「平成十
三月三十一日までに行われた総合保養地域整
備法」に、「承認」を「承認（平成十一年三月三十
日までに行われた）」に、「を受けたもの」を「に
る同法第五條第一項に規定する基本構想」に、
同法第五條第四項に規定する承認の」を「当該
認の」に、「当該承認基本構想」を「当該基本構
想」に改める。

第四十四条の六第一項の表の第三号中「平成
年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一
」に、「百分の十二」を「百分の十一」に改め、
表の第四号中「平成九年三月三十一日」を「平

第四十五条第一項中「地区内」を「地区又は地域内」に改め、同項の表中

地
区

事業	資産	割合	
事業	資産	割合	を
			地区又は地域

に「及びこれに類する地区」として政令で定める地区並びに水源地域対策特別措置法第三条第一項規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区」を加え、同表の第五号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同表の第六号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、同表に次の一号を加える。

十一 沖繩振興開発特別措置法第二条第二項に規定する離島の地域	旅館業のうち政令で定める事業	政令で定める建物及びその附属設備	百分の八
--------------------------------	----------------	------------------	------

第四十五条の第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十三」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「百分の十六」を「百分の十二」に改め、同条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

それら「又はこれら」に改め、「又は第五十二の四」を削り、「次項第六号」を「次項第四号」に改め、同条第三項中「第三号及び第四号」を「二号及び第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第四十九条第一項中「平成九年三月三十一日」

第四十六條第一項中「百分の二十」を「百分の十八(当該資産が第三号に定める漁船である場合には、百分の十六)」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十六條の二第二項及び第四十六條の三第一項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十七條第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「若しくはこ

を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第五十條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「(同法第十二第三項において準用する場合又は同法第十八の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む)」又は同法第十八條の二第三項(同法第十八條の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二條第三項において準用する場合を含む)のを」の規定、同法第十八條

第五十二條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置

法第七條第一項に規定する高度化等計画
(同条第二項第三号に規定する特定基盤的
技術の高度化等に関する研究開発につい
て計画が定められているものに限る。)に係
る同条第四項の承認を受けた同法第二
条第五項第六号に掲げる者若しくは同
法第九條第一項に規定する高度化等計
画(同項

一項を指定する商標等（以下特許計画）に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等又は同法第二十三條第一項に規定する進出計画（同条第三項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二十五條第六号に掲げる者若しくは同法第二十五條第一項に規定する進出門滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等 同法

第十九条第二項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する負担金
第五十二条の四を削る。
第三章第二節の節名を削り、第五十三条及び第五十四条を次のように改める。
第五十三条及び第五十四条 削除
第五十五条の前に次の節名を付する。
第二節 準備金等
第五十五条第九項を次のように改める。

第五部 大藏委員會會議錄第三号 平成九年三月十四日 【参議院】

9 第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の海外投資等損失準備金の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する海外投資等損失準備金の金額とみなす。

第五十五条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 前項の場合において、同項の合併法人がその合併の日を含む事業年度(当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度)の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第九項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第九項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第五十五条の第三項中「十年」を「十四年」に、「百分の十五」を「百分の四十」に改め、同条第四項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十四項中第六項」を「同条第十一項中第三項」に、「第五十五条第三項」を「第三項」に改める。

第五十五條の四第一項中「第七項」を「第八項」

に改め、同条第二項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第七項」に、「及び次項」を「次項及び第六項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に改め、「それぞれを削り、同条第十三項を同条第十項に、同条第十四項中「第六項」を同条第十一項中「第三項」に、「第五十五条の四第六項」を「第五十五条の四第七項」に、「次条第三項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に創業中小企業投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十五条の五第五項中「第五十四条第十一項」を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項及び第十項」に改める。

第五十五条の六第一項中「海域を」を「水域」に改め、同条第六項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第七項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

第五十五条の七第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第三号中「石炭の採掘の事業を」「石炭炭素等の採掘その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。」の採掘の事業」に、「石炭炭素等の採掘の事業」に改め、

の採掘を「露天石炭等の採掘」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の採掘の終了」を「石炭等の採掘の終了」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第三号中「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第三項及び第四項中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の七第二項」と読み替えるものとする。

第五十六條第七項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四條第十二項から第十四項まで」を、「第五十五條第九項から第十一項まで」に、「同条第十三項を「同条第十項」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項の」とあるのは、第五十六條第一項及び第三項の」と、「第三項中」に、「第五十六條第三項」を「第五十六條第三項中」に改める。

第五十六條の二第八項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同條第九項中「第五十四條第十二項から第十四項まで」を「第五十五條第九項から第十一項まで」に、「同條第十四項中「第六項」を「同條第十一項中「第三項」とあるのは「第五十六條の二第一項及び第四項」と、「第三項中」に、「第五十六條の二第四項」を「第五十六條の二第四項中」に改める。

第五十六条の第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「十九万円」を「十五万円」に改め、同条第四項中「四年」を「二年」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十六條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第八項中「第五十四條第十一項」を「第五十五條の四第五項」に改め、同條第九項中「第五十四條第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五條第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同條第十三項」を「同條第十項」に、「同條第十四項前段中「第三項」」を「同條第十一項前段中「第三項」」に改める。

第五十七條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十二・五」を「百分の二十一」に改め、同表の第二号中「データベースで当該法人が構成したものとして政令で定めるものとの譲渡、提供又は利用の許諾に係る当該事業年度の」を「当該事業年度におけるデータベース（政令で定める要件を満たすものに限る。）の譲渡、提供又は利用の許諾に係る」に改め、同表の第三号中「百分の五」を「百分の四」に改め、同表の第六項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同表第七項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同表第十四項中「第六項」を「同表第十一項中「第三項」に改める。

第五十七條の二第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同表第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同表第十四項前段中「第六項」を「同表第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条の三第二号中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同条第七項中「第五十四条第九項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第九項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十三項」に改め、同条第十三項を「同条第十項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「営む者でないとき」との下に「同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の三第一項及び第三項」とを加える。

第五十七条の四第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の五第十項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第十一項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条の六第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項及び第十項」に、「同条第十四項前段」を「同条第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条の七第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「営む者でないとき」との下に「同条第十一項前段中「第三項」

とあるのは「第五十七条の七第三項」とを加え、同条第九項中「第五十四条第十二項」を「第五十五条第九項」に改める。

第五十八条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に、「又は外国法人（次号及び第五項において「非居住者」という。）を（次号及び第五項において「非居住者」という。）又は外国法人（当該特許権等の提供を行う法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額の直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。第五項第一号において同じ。）に改め、同項第二号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に、「非居住者等」を「非居住者又は外国法人（当該技術職務の提供を行う法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額の直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同項第二号において同じ。）に改め、同条第五項中「非居住者等」を「非居住者又は外国法人」に改める。

第五十八条の二第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第六十一条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「当該法人の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に

限る。」を加える。
第六十一条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第六項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第六十三条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。
第六十五条の四第一項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に、「公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合を、「供するため買い取られる場合」の下に「（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の五又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）を加え、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十六條第一項に規定する防災街区整備推進機構が同法第二條第二号に掲げる防災街区とし

十九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六條第一項の規定による公告があつた同項の防災街区整備権利移転等促進計画（以下この号において「防災街区整備権利移転等促進計画」という。）の定めるところにより譲渡をされる土地等

の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二條の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の五、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
第六十五条の四第二項中「第十二号まで又は第十五号から第十七号まで」を「第十三号まで又は第十六号から第十八号まで」に改める。
第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十二号」を「前条第一項第二十三号」に改め、同項第三号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。
第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、同項の表中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第十九号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同表の第二十号とし、同表の第十八号の次に次の一号を加える。

同法第三十四條第一項に規定する防災再開発促進地区の区域（上欄に掲げる土地等の区域を含むものに限る。）内において定められた同項に規定する防災街区整備地区計画の区域内にある土地等で、防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところにより取得をされるもの

第六十五條の七第十項第二号中「第十九号から第二十一号まで」を「第二十号から第二十二号まで」に改める。

第六十五條の八第一項中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第六十五條の九中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六十六條の六第三項第二号中「海域」を「水域」に改める。

第六十六條の十第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第二條第五項第六号に掲げる者又は同法第九條第一項に規定する商工組合等若しくは同法第二十五條第一項に規定する商工組合等 同法第七條第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等計画において定められている同条第二項第三号に規定する特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発の措置として行う試験研究の用に直接供する固定資産若しくは同法第九條第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等円滑化計画において定められている同項に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産又は同法第二十三條第四項の承認に係る同条第一項に規定する進出計画において定められている同条第二項第三号に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産若しくは同法第二十五條第四項の承認に係る同条第一項に規定する進出円滑化計画において定められている同項に規定する新商品若しくは新技術

の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の十二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第六十六條の十三第二項第二号中「平成二年法律第三十五号」を削り、同条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第六十七條の六の見出しを「(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)」に改め、同条中「第三條の二に規定する特定株式投資信託の下に(次項において「特定株式投資信託」という。))」を、「第二十三條の下に(及び第九十三條を加え、同条第一項第一号を同法第二十三條第一項第一号に「とする」と、同法第九十三條第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」(租税特別措置法第六十七條の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。))と、同条第二項とあるのは「第二十三條第二項」とするに改め、同条に次の一項を加える。

2 特定株式投資信託の収益の分配を受ける外国人に係る法人税法第四十二條の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七條の六第一項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例)の規定」とする。

第六十七條の八を第六十七條の十とする。
第六十七條の七第二項中「第六十七條の七第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同条を第六十七條の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(金融機関等の特定取引に係る課税の特例)
第六十七條の九 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号に規定する認可を受けた日以後に開始する各事業年度(その終了の時に限る)において当該認可が有効である事業年度に限る。

る。次項において「特例適用年度」という。に於いて、当該各号の第二欄に掲げる特別の勘定に属するものとして経理された当該各号の第三欄に掲げる資産(法人税法第二十二條第二十一号に規定する棚卸資産(第三項において「棚卸資産」という。))又は同条第二十二号に規定する有価証券(第三項において「有価証券」という。))に該当するものに限る。につき同法第

二十二條第三項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に於いて有する当該資産の価額は、同法第二十九條第一項及び第三十條第一項の規定にかかわらず、当該各号の第四欄に掲げる価額とする。

法	人	特別の勘定	資	産	価額
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十七條の二第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七條及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の認可を受けた銀行	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十七條の二第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七條及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の認可を受けた銀行	同項に規定する特定取引勘定	銀行法第十七條の二第二項(長期信用銀行法第十條及び外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する有価証券その他大蔵省令で定める財産	同項に規定する時価	同項に規定する時価
二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二十三号)第五十五條の三第一項の認可を受けた信用金庫連合会	信用金庫法(昭和二十六年法律第二十三号)第五十五條の三第一項の認可を受けた信用金庫連合会	同項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定める財産	同項に規定する時価	同項に規定する時価
三 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三條第一項の認可を受けた農林中央金庫	農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第二十三條第一項の認可を受けた農林中央金庫	同項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他命令をもつて定める財産	同項に規定する時価	同項に規定する時価
四 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九條ノ二第一項の認可を受けた商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九條ノ二第一項の認可を受けた商工組合中央金庫	同項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他命令をもつて定める財産	同項に規定する時価	同項に規定する時価
五 証券取引法第五十六條の二第一項の認可を受けた同法第二條第九項に規定する証券会社	証券取引法第五十六條の二第一項の認可を受けた同法第二條第九項に規定する証券会社	同法第五十六條の二第二項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定める財産	同項に規定する時価	同項に規定する時価

2 次の表の各号の上欄に掲げる法人が、特例適用年度終了の時に、当該各号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合、当該取引がその時において決済され

れたものとみなされたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該特例適用年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

法	人	取	引	金	額
一	前項の表の第一号の第一欄に掲げる銀行	銀行法第十七条の二第三項（長期信用銀行法第十七条及び外国為替銀行法第十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額
二	前項の表の第二号の第一欄に掲げる信用金庫連合会	信用金庫法第五十五条の三第三項に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額
三	前項の表の第三号の第一欄に掲げる農林中央金庫	農林中央金庫法第二十三条第三項に規定する命令をもつて定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額
四	前項の表の第四号の第一欄に掲げる商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法第三十九条ノ二第三項に規定する命令をもつて定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額
五	前項の表の第五号の第一欄に掲げる証券会社	証券取引法第五十六条の二第三項に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額又は損失相当額

3 次の表の各号の上欄に掲げる法人が、政令で定める日以後に開始する各事業年度（政令で定める事業年度に限る。）において、当該各号に規定する資産（棚卸資産又は有価証券に該当するものに限る。）につき法人税法第百四十二条の規定により同法第二十二條第三項の規定に準じて当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎と

なる当該事業年度終了の時に、当該各号の下の欄に掲げる金額は、当該各号の中欄に掲げる金額とし、当該各事業年度終了の時に、当該各号に規定する取引を有する場合には、当該取引がその時において決済されたものとみなしたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

法	人	価	額	金	額
一	銀行法第四條第一項の免許を受けた同法第四十七條第一項に規定する外国銀行（次に掲げる要件のすべてを満たす外国銀行として政令で定めるものに限る。）	銀行法第四十七條第一項の免許を受けた同法第四十七條第一項に規定する外国銀行（次に掲げる要件のすべてを満たす外国銀行として政令で定めるものに限る。）	第一項の表の第一号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第一号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第一号の下の欄に掲げる金額に相当する金額
二	外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社（次に掲げる要件のすべてを満たす外国証券会社として政令で定めるものに限る。）	外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社（次に掲げる要件のすべてを満たす外国証券会社として政令で定めるものに限る。）	第一項の表の第二号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第二号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第二号の下の欄に掲げる金額に相当する金額
三	特定取引勘定（第一項の表の第五号の第二欄に掲げる特定取引勘定をいう。ロにおいて同じ。）に類する勘定を設けていること。	特定取引勘定（第一項の表の第五号の第二欄に掲げる特定取引勘定をいう。ロにおいて同じ。）に類する勘定を設けていること。	第一項の表の第三号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第三号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第三号の下の欄に掲げる金額に相当する金額
四	特定取引勘定に類する勘定に属するものとして経理された第一項の表の第五号の第三欄に掲げる資産の事業年度終了の時に、当該資産の価額を同号の第四欄に掲げる価額に相当する金額とすること。	特定取引勘定に類する勘定に属するものとして経理された第一項の表の第五号の第三欄に掲げる資産の事業年度終了の時に、当該資産の価額を同号の第四欄に掲げる価額に相当する金額とすること。	第一項の表の第四号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第四号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第四号の下の欄に掲げる金額に相当する金額
五	事業年度終了の時に、前項の表の第五号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合、当該取引をその時において決済したものとみなして当該事業年度の損益の計算をすること。	事業年度終了の時に、前項の表の第五号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合、当該取引をその時において決済したものとみなして当該事業年度の損益の計算をすること。	第一項の表の第五号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第五号の下の欄に掲げる金額に相当する金額	第一項の表の第五号の下の欄に掲げる金額に相当する金額

4 前三項の規定の適用に、必要な事項は、政令で定める。
第六十七條の六の次に次の一条を加える。
（特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入の特例）
第六十七條の七 内国法人が、平成九年四月一

日から平成十三年三月三十一日までの間に、行われる次に掲げる合併により、金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち、法人税法第二十四條第一項（同項第四号に係る部分に限る。）の規定により剰余金の分配

の額とみなされる金額があるときは、当該交付の基因となつた出資は、同法第二十三条第一項に規定する特定株式等とみなして、同条及び同法第九十三条の規定を適用する。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十一条に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

第六十八条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「がある事業年度」を「当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）がある事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）に、「所得税の額」を「所得税の額と」に、「当該繰越所得税額控除限度超過額」を「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」に、「を加算した金額」を「との合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この号及び次項において「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。）がある事業年度 当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイからハまでに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 当該利子・配当

等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額と当該事業年度における四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額に満たない場合 当該利子・配当等に係る所得税の額、当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び四年以前の繰越所得税額控除限度超過額の合計額

ハ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額以上である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額

第六十八条の二第二項中「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改め、同項第一号中「当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この項において「及び」という。）を削り、同項第二号中「当該事業年度の事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額（四年以前の繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項において「及び」という。）を削る。

第六十八条の六中「みなされているもの」の下に「で政令で定める法人」を加える。

第七十条の十第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十一条の七の見出し中「分譲予定地等を「供給予定地等」に改め、同条第一項中「寄与するもの」を「寄与するものであり、かつ、当該住宅地の供給が土地等の分譲又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権で同法第二十二條の規定の適用を受けるもの（以下この条において「定期借地権」という。）の設定により行われるもの」に改め、「棚卸資産」を「優先分譲宅地等」に、「分譲予定地」を「供給予定地」に、「棚卸資産である土地等」を「供給予定地」に改め、同条第二項中「寄与するもの」を「寄与するものであり、かつ、当該住宅地の用に供される土地の供給が土地等の分譲又は定期借地権の設定により行われるもの」に改め、「棚卸資産に該当する」を削り、「買い取られた者」の下に「その他政令で定める者」を加え、同条第三項中「分譲予定地」を「供給予定地」に改め、同条第四項中「分譲予定地等」を「供給予定地等」に改める。

第七十一条の八第一項及び第二項中「平成八年」を「平成十三年」に改める。

第七十二条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に改める。

第七十三条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。

第七十四条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の一」に改める。

第七十五条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成九年十二月三十一日」を「平成十一年十二月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七条の三中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四第二項を削る。

第七十八条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二を次のように改める。

第七十八条の二を次のように改める。

（農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により土地等取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第七十八条の二 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十一条に規定する信用農業協同組合連合会から同法第二十条において準用する同法第十條第一項に規定する主務大臣の認可を受けた同法第二條第二項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の六

二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三

三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

第七十八条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「（昭和十一年法律第十四号）を削り、同条第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十八条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「（昭和十一年法律第十四号）を削り、同条第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四の見出し中「沿道整備権利移転等促進計画」を「沿道整備権利移転等促進計画等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、同法第三十四条第一項に規定する防災街区整備権利移転等促進計画に基づき、同条第二項第一号に規定する者が、当該防災街区整備権利移転等促進計画において同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設又は同号に規定する特定建築物地区整備計画に係る建築物等の用に供することとされている土地の所有権を取得した場合に、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該防災街区整備権利移転等促進計画に係る同法第三十六条第一項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

第八十四条の二中「平成九年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、第五章中同条を第八十四条の三とする。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税）

第八十四条の二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者（地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに限る。）が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（以下この条において「旅客会社」という。）から取得した鉄道事業法第八條第一項に規定する鉄道施設（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の移転又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記について

は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第八條の規定による運輸大臣の建設の指示を受けて建設された同法第四條第一項に規定する建設線（同法附則第九項の規定による運輸大臣の建設の指示を受けて建設された同法附則第六項第一号に規定する新幹線規格新線の路線を含む。次号において同じ。）の全部又は一部の区間において旅客会社の鉄道事業が開始されることに伴い廃止されることとなる旅客会社の鉄道事業に係る路線（次号において「廃止路線」という。）に係るものであること。

二 当該第一種鉄道事業者が前号の建設線の全部又は一部の区間に係る当該旅客会社の鉄道事業が開始される日において前号の廃止路線の全部又は一部の区間で運輸大臣が定める区間において鉄道事業を開始する場合における当該鉄道事業の用に供されるものであること。

第八十七条中「平成九年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「同章及び同条」を「これら」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項中この条及び次条第一項を「この節」に改める。

第九十条の六の次に次の一条を加える。

（石油アスファルト等に係る石油税の還付）
第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率法別表第二七・一〇・〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（同号の一の四に掲げる粗油で石油税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。）から同表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又

は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト（以下この条において「石油アスファルト等」という。）を製造する者その他政令で定める者（以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。）が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十一年三月三十一日までに、当該製造場から移出政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）

し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合に、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油税の納税者でない場合その他政令で定めるところにあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油アスファルト等の製造場が課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものの以外のもを原料に供する石油アスファルト等の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 石油アスファルト等製造業者は、第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造場に関税定率法別表第二七・一三項に掲

げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物（以下この条において「石油等の残留物」という。）を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該製造場の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

4 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造場に移入された石油等の残留物を課税済みの原油等、当該製造場において製造された石油等の残留物その他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 石油税法第二十一条、第二十二條（第一号を除く。）、第二十三條（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十六條（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者がその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、同法第二十一条中「原油の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは販売に関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等（第二十三條において「石油アスファルト等」という。）で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。この場合において、同法第九十条の六の二第三項

に規定する石油等の残留物（以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）」と、同条第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第九十条の七第一項中「又は前条第一項を、第九十条の六第一項又は前条第四項を（第九十条の六第四項に改め、同項第三号中「前条第一項」を「第九十条の六第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は前項」を「第三項又は前項」に、前二項を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第九十条の九を第九十条の十とし、第九十条の八を第九十条の九とする。

第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三 航空機燃料税法の特例（航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この条において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この条において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条において「航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する免許（当該免許に係る路線が沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線であるものに限る。）を受けた者その他政令で定める者が行う旅客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に運輸大臣の承認を受け、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「沖縄路線航空機」という。）に、平成十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万五千六百円の税率により計算した金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成十四年三月三十一日までに、沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間以外の本邦内の各地間を航行する航空機となる時又は旅客の運送の用に供されない航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合においては、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間以外の本邦内の各地間を航行する航空機又は旅客の運送の用に供されていない航空機が、平成十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合においては、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の八第一項（航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率により計算した金額とする」とする。

5 沖縄路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長（航空機燃料税法第四条第一項又は同条第二項に規定する所有者、使用者又は機長をいう。）が提出する同法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所ごとの数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の

異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条を第九十一条の三とする。

第九十一条を第九十一条の二とし、第六章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（不動産の譲渡に關する契約書等に係る印紙税の税率の特例）

第九十一条 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄に掲げる不動産の譲渡に關する契約書（一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当事務の場合における当該一の文書を含む。）又は同表第二号に掲げる請負に關する契約書（建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 千万円を超え五千万円以下のもの	一万
五千円	
二 五千万円を超え一億円以下のもの	四万
五千円	
三 一億円を超え五億円以下のもの	八万円
四 五億円を超え十億円以下のもの	十八万円
五 十億円を超え五十億円以下のもの	三十万円
六 五十億円を超えるもの	五十万円

第九十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を平成十一年三月三十一日に改める。

第九十四条第一項中「株式の」を「株式その他政令で定める株式の」に改める。

第九十五条及び第九十六条中「平成九年三月三十一日」を平成十一年三月三十一日に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を平成十一年三月三十一日に改める。

第十六条を次のように改める。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあつては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。)をし、かつ、平成九年一月一日から平成十三年十二月三十一日までの間に当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年において当該住宅の再取得等に係る同項に規定する住宅借入金等(以下この条において

「再建住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、当該各年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用する。

一 その年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年

にあつては、これらの日。以下この項において同じ。)における再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合、当該合計額の二パーセントに相当する金額

二 その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合、当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

三 その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合、当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

2 前項に規定する居住者が、同項の居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年(以下この項において「特例適用年」という。)において、再建住宅借入金等の金額及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存

住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年(同項に規定する適用年である年に限る。)に係るものに限り、以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該特例適用年における前項の住宅取得等特別税額控除額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

一 特例適用年が平成九年又は平成十年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等若しくは他の住宅取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年)にあつては、これらの日。以下この項において同じ。)における再建住宅借入金等の金額の合計額に他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額(以下この項において「住宅借入金等の金額の総額」という。)が千万円以下である場合、当該住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合、当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合、当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

に三十万円を加えた金額

二 特例適用年が平成十一年である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成九年又は平成十年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この項において「平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合、当該住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十一年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この項及び次号において「平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合、当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合、当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の

住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

□ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

- (1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合、イ(2)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合 二十万円
- (2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- ハ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

三 特例適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 前号イ(2)に掲げる場合に該当する場合 同号イ(2)に定める金額
- (2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十一年以外の年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この号において「平成十一年以外の年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十一年以外の年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の一パーセントに相当する金額との合計額
- (3) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十一年以外の年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額、平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額、平成十一年以外の年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額の合計額

□ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

- (1) 再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合 二十万円
- (2) イ(1)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額
- (3) イ(2)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額
- (4) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合 前号イ(2)に定める金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額
- (5) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上であり、かつ、当該再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円

未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

- (1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円
- (2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合、イ(3)に定める金額に十万円を加えた金額
- (3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合、イ(4)に定める金額に十万円を加えた金額
- (4) イ(4)に掲げる場合に該当する場合、イ(5)に定める金額に十万円を加えた金額
- (5) イ(5)に掲げる場合に該当する場合、イ(5)に定める金額に十万円を加えた金額
- 四 特例適用年が平成十三年から平成十八年までの各年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 再建住宅借入金等の金額の合計額、二パーセントに相当する金額と当該千万円以下である金額から当該再建住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額
- ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超え

る金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) 再建住宅借入金等の金額の合計額が千円以上である場合 二十万円

(2) 再建住宅借入金等の金額の合計額が千円未満である場合 当該千円未満である金額の一パーセントに相当する金額と千円から当該千円未満である金額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千円未満である場合には、千円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 ロ(2)に定める金額に十万円を加えた金額

3 第一項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法第四十一条第七項の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定(第三節の三 自動車重量税法の特例(第九十

十条の八・第九十条の九)を「第三節の三 航空機燃料税法の特例(第九十条の八) 第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十条の九・第九十条の十)」に改める部分に限る。、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第六号を同項第七号と

し、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同法第九十条の九を同法第九十条の十とし、同法第九十条の八を同法第九十条の九とする改正規定及び同法第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に一節を加える改正規定並びに附則第二十一条の規定 平成九年七月一日

二 第一条中租税特別措置法第十條の四第一項第四号の改正規定(「前三号」を「前各号」に改める部分を除く。)、同法第十一條の三の見出しの改正規定、同法第三項の改正規定、同項を同法第四項とする改正規定、同法第二項の改正規定、同項を同法第三項とし、同法第一項の次に一節を加える改正規定、同法第十八

条第一項第五号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第四号の改正規定(「前三号」を「前各号」に改める部分を除く。)、同法第四十四條の四第三項の改正規定、同項を同法第四項とする改正規定、同法第二項の改正規定(「前項」を「前二項」に改める部分に限る。)、同項を同法第三項とし、同法第一項の次に一節を加える改正規定、同法第五十二條第一項第五号の改正規定及び同法第六十六條の十第一項第五号の改正規定、特定産業集積の活性化に關する臨時措置法(平成九年法律第 号)の施行の日

三 第一条中租税特別措置法第二十九條の二第二項の改正規定 特定通信・放送開発事業実

施円滑化法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日

四 第一条中租税特別措置法第三十四條の二第二項第一号の改正規定、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第三項の改正規定、同法第三十四條の三第二項の改正規定、同法第三十七條第一項の表以外の部分の改正規定(平成九年三月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同項の表中第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同表の第十八号を同表の第十九号とし、同表の第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第三項及び第四項の改正規定(平成九年三月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第三十七條の三第二項第一号の改正規定、同法第三十七條の四の改正規定(平成九年三月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第三十七條の五第二項の表の改正規定(平成九年三月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第六十五條の四第一項第一号の改正規定、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第六十五條の四第二項の改正規定、同法第六十五條の五第一項の改正規定、同法第六十五條の七第一項の表以外の部分の改正規定(平成九年三月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同項の表中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同表の第十九号を同表の第二十号とし、同表の第十八号の次に一号を加える改正規定、同法第十項第二号の改正規定、同法第六十五條の八第一項の改正規定(平成九年三

月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第六十五條の九の改正規定(平成九年三月三十一日)を「平成十年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第八十三條の四の見出しの改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項並びに第十六條第二項及び第三項の規定 密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律(平成九年法律第 号)の施行の日

五 第一条中租税特別措置法第三十七條の十第三項第四号及び第六号の改正規定、同法第三十七條の十五を同法第三十七條の十六とし、同法第三十七條の十四を同法第三十七條の十五とする改正規定、同法第三十七條の十三第三項の改正規定並びに同法第三十七條の十三の十四とし、同法第三十七條の十二の次に一節を加える改正規定並びに附則第八條の規定 中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日

六 附則第二十條の規定 酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)の施行の日

(所得税の特例に關する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成九年分以後の所得税について適用し、平成八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に關する経過措置)

第三条 新租税特別措置法第十條の四の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした第一条の規定による改正前の租税

特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)
第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備
については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新租税特別措置法第十一条の五第一項の
規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は
製作若しくは建設をいう。以下この条において
同じ。)をする同項に規定する特定電気通信設備
について適用し、個人が施行日前に取得等をし
た旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定
する特定電気通信設備については、なお従前の
例による。

2 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、
個人が施行日以後に取得等をする同項に規定す
る工業用機械等について適用し、個人が施行日
前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第
一項に規定する工業用機械等については、なお
従前の例による。

3 新租税特別措置法第十二条の二第二項の規定
は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同
項に規定する医療用機器等について適用し、個
人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別
措置法第十二条の二第二項に規定する医療用機
器等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十三条の二第一項の規定
は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業
構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造
改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につ
き当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の
商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等
又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号
に定める減価償却資産について適用し、施行日
前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項各号
に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事
業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁
業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定
を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若し
くは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成
員の有する当該各号に定める減価償却資産につ

いては、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税
特別措置法第十四条第三項第二号及び第五号に
掲げる建築物については、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措
置法第十七条に規定する特定減価償却資産につ
いては、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第五条 旧租税特別措置法第二十条第一項に規定
する個人が平成九年以前の各年において積み立
てた、又は積み立てる同項の輸入製品国内市場
開拓準備金については、同条の規定は、なおそ
の効力を有する。

2 新租税特別措置法第二十条の二第一項(同項
の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、個
人の同号の下欄に規定するデータベースに係る
施行日以後の収入金額について適用し、個人の
旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の第
二号の下欄に規定するデータベースに係る施行
日前の収入金額については、なお従前の例によ
る。

3 旧租税特別措置法第二十条の四第一項の規定
により積み立てられた同項の表の第三号の中欄
に規定する露天石炭採掘場に係る特定災害防止
準備金の金額は、新租税特別措置法第二十条の
四の規定の適用については、同条第一項の表の
第三号の中欄に規定する露天石炭等採掘場に係
る特定災害防止準備金の金額とみなす。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除
に関する経過措置)

第六条 新租税特別措置法第二十一条の規定は、
個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行
日以後の収入金額について適用し、個人の旧租
税特別措置法第二十一条第二項各号に掲げる取
引による施行日前の収入金額については、なお
従前の例による。この場合において、平成九年
分の所得税に係る新租税特別措置法第二十一条
第一項の規定の適用については、同項中「百分
の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措
置)

第七条 新租税特別措置法第三十四条の二第二項
第二号の規定は、個人が平成九年一月一日以後
に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡につ
いて適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別
措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等
の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第八
号の規定は、個人が密集市街地における防災街
区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に
行う同条第一項に規定する土地等の譲渡につ
いて適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の
表の第十八号に係る部分に限る。)の規定は、個
人が密集市街地における防災街区の整備の促進
に関する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲
げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以
後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合
における当該譲渡について適用する。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失
の繰越控除等に関する経過措置)

第八条 新租税特別措置法第三十七条の十三の規
定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非
居住者が中小企業の創造的業務活動の促進に関
する臨時措置法の一部を改正する法律の施行の
日以後に払込みにより取得をする同条第一項に
規定する特定株式に係る同項に規定する損失の
金額として政令で定める金額及び同条第四項に
規定する特定株式に係る譲渡損失の金額につ
いて適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税
の特例に関する経過措置)

第九条 新租税特別措置法第四十条の四第三項の
規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社
等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規
定する適用対象留保金額について適用し、旧租
税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特
定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度

の同項に規定する適用対象留保金額について
は、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控
除に関する経過措置)

第十条 居住者が、平成八年十二月三十一日以前
に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定す
る居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等を
した家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を
同項の定めるところによりその者の居住の用に
供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新租税特別措置法第四
十一条第一項の規定の適用がある場合における
旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する
住宅の取得等に係る同条及び旧租税特別措置法
第四十一条の二の規定の適用については、旧租
税特別措置法第四十一条第二項第一号中「二千
万円」とあるのは「二千万円(租税特別措置法及
び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係
法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する
法律(平成九年法律第 号)第一条の規定によ
る改正後の租税特別措置法第四十一条第一項
の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は
債務(以下この項及び次項において「新借入金
等」という。)の金額を有するときは、二千万円
から新借入金等の金額(当該金額が二千万円を
超えるときは、二千万円)を控除した残額」と、
同項第二号中「二千万円」とあるのは「二千万円
(新借入金等の金額を有するときは、二千万円
から新借入金等の金額(当該金額が二千万円を
超えるときは、二千万円)を控除した残額」と、
「金額が二千万円」とあるのは「金額が二千万円
の新借入金等の金額が二千万円を超える場合に
は、三千万円から当該新借入金等の金額(当該
金額が三千万円を超えるときは、三千万円)を
控除した残額。以下この号において同じ。）」と、
「二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等
の金額を有するときは、二十万円から新借入金等
の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、
二十万円)を控除した残額の一パーセントに相

3 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法

法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例

度」という。)において第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるものの改正事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定

から引き継いだ使用済核燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。〕

二 当該事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号に掲げ

る金額の百分の七十に相当する金額

7 新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度終了の日において有する同項に規定する使用済核燃料のうちに、特定使用済核燃料(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十五条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引によるもの、施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧租税特別措置法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十六条 新租税特別措置法第六十五条の四第一

項第二号の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七(同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。)及び第六十五条の八(同号に係る部分に限る。)の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用する。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(地価税の特例に関する経過措置)

第十八条 新租税特別措置法第七十一条の七の規定は、平成九年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項から第三項までに規定する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九条 新租税特別措置法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらの規定に規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧租税特別措置法第七十二条から第七十四条までに規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十七條の規定は、平成
十年一月一日以後に行われる同条に規定する贈
与により取得する同条に規定する農地若しくは
採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農
地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永
小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に
係る登録免許税について適用し、同日前に行わ
れた旧租税特別措置法第七十七條に規定する贈
与により取得した同条に規定する農地若しくは

3 旧租税特別措置法第七十七条の四第二項に規定する農住組合の組合員が平成十一年三月三十一日までに同項に規定する交換分合により土地を取得する場合における同項に規定する登記については、同項の規定は、なおその効力を有する。

る。この場合において、同項中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

4 旧租税特別措置法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が平成十一年三月三十一日までに同条に規定する出資を受ける場合における同条に規定する登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場

あるのは、平成十一年三月三十一日とする
(酒税の特例に関する経過措置)

第二十條 平成九年十月一日から平成十年九月十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七條に規定するしゅうちゅう甲類及びしゅうちゅう乙類に係る同條の規定の適用については、同條中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次條第一項」とする。

2 平成十年十一月一日から平成十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定するしやうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同法第二章第三條及び次条とあるのは、同法第三章、酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第二項とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第二二条 平成九年十一月一日（以下略）の条において「指定日」という。前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機に航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、同項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合

律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「平成九年三月三十一日」を平成十四年三月三十一日に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第六項中「平成三年一月一日」を「平成九年四月一日」に、「昭和六十年一月一日」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日までの間」に、「平成四年一月一日から平成九年十二月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「特定法人」を「地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人(ロにおいて「特定法人」という。)に改め、「貸付け」の下に「(当該貸付けに係る権利の設定に際し、その対価を取得するものを除くものとし、当該貸付けの期間が二十年以上とされているものに限る。)」を加え、同号ハ中「平成九年十二月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号ハ中「平成九年十二月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同号ニ中「第八項第三号」を「第八項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第七項中「平成九年十二月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第八項第一号を削り、同項第二号中「平成九年十二月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第六項第三号」を「第六項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「若しくは第二号」を削り、「同号若しくは同項第三号」を「又は同号若しくは同項第二号」に改め、「又は同項第四号の都市公園の用に供しないこととなつた場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五

号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第十二項中「第六項第三号」を「第六項第二号」に、「第八項第三号」を「第八項第二号」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項に規定する農業相続人が施行日前に同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき同項に規定する税務署長の承認を受けた場合及び施行日から平成九年十二月三十一日までの間に同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき同項に規定する税務署長の承認を受ける場合における相続税については、同条第六項から第十二項まで及び第十四項の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「平成九年分」を「平成十四年分」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第四項中「各事業年度」の下に「(平成九年四月一日以後に開始する事業年度を除く。)」を加え、同条第五項中「各事業年度」の下に「(平成九年四月一日以後に開始する事業年度を除く。)」を、「場合における」の下に「当該各事業年度に係る」を加える。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「あるのは、」を「あるのは」に、「とするを」と、同条第八項中「第二十条第十二項から第十四項まで」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第二十条の二第六項から第八項まで」と、「同条第十二項中「又は」とあるのは「若しくは」とあるのは「同条第六項中「できる者又は」とあるのは「できる者若しくは」とする」に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第三十三条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除

第三十二条中「登録ホテル業等」を「登録ホテル業又は登録旅館業(以下「登録ホテル業等」という。)」に改める。

(農地法施行法の一部改正)

第三十四条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「平成九年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十五条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第十三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の一部改正)

第三十六条 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第三十七条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除